厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

歯科外来・在宅ベースアップ評価料　賃金改善計画書用計算ツールの使用方法

厚生労働省 保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ツールの紹介

ツールの概要

- 「賃金改善計画書用計算ツール」は、ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る医療機関用に、ベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」の作成を支援するものです。
- 職員の給与明細や賞与明細の基本的な情報をもとに本ツールの「計算シート」の赤枠セルに必要情報を記入をすると、「転記例シート」に情報が反映され、「賃金改善計画書」の、どこに、なにを、記入すれば良いかが分かるようにしています。
- また、ベースアップ（基本給等の賃上げ）に連動して、賞与や法定福利費も増加します。本ツールではそうした金額も含めて、各医療機関が賃上げに必要な金額の見込みを算出できるようにしています。

ツールのExcelシート構成

- 使い方　　ツールの使い方を簡単に示したシートです
- 計算シート　このシートに情報を記入します
- 転記例シート　このシートに反映された計算シートの情報を届出様式に転記します
- 【みほん】計算シート＆【みほん】転記例シート

届出様式のExcelシート構成

- 別添２（届出書）
- 様式95～97（届出書添付書類）
- 賃金改善計画書
- 賃金改善報告書
- （参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

注意点

- 本ツールを地方厚生（支）局に提出しても、届出にはなりません。必ず届出様式に転記してください。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を使って、ベースアップ評価料による算定金額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪問診療料の算定回数のデータをご用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの「計算シート」を使い、ベースアップ評価料算定金額や各医療機関・職員の状況を踏まえ、基本給等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータをご用意ください

「計算シート」を埋めることでツールの「転記例シート」が完成します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの「転記例シート」を参考に、ベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」を記入します

本動画におけるモデルケース

賃金引上げの実施方法	「令和６年度又は令和７年度において、一律の引上げを行う」 令和７年度へのベースアップ評価料による算定金額の繰り越しなし
届出する評価料区分	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ
賃金改善実施期間・ ベースアップ評価料算定期間	令和６年６月から令和７年３月（10か月間）
ベースアップ評価料算定金額	27,000円／月
職員構成	【対象職員】 歯科衛生士 ２名（うち、常勤１名　週３日勤務１名） 歯科技工士 １名（週2.5日勤務） 歯科業務補助者 １名（常勤） その他の対象職種 １名（週2.5日勤務） 【対象職員以外の職員】 40歳未満の歯科医師 １名（週2.5日勤務） 事務職員 １名（常勤）

転記例シートの記載方法　①賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

- ツールの「転記例）賃金改善計画書」シートの賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等を記載します。

転記例シート

別添

（歯科診療所）賃金改善計画書（令和　6　年度分）

保険医療機関コード	9999999
保険医療機関名	●●歯科医院

計画書　Ⅰ（1）賃金引上げの実施方法
令和６年度のベースアップ評価料による算定金額のうち、一部を繰り越して令和７年度の更なる賃金改善に充てる場合には、「段階的な引上げを行う」を選択してください。
計画時点で繰り越しを行わない場合には、「一律の引上げを行う」を選択してください。

Ⅰ．賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

（１）賃金引上げの実施方法

◉	令和６年度又は令和７年度において、一律の引上げを行う。
○	令和６年度及び令和７年度において、段階的な引上げを行う。

（２）賃金改善実施期間

令和	6	年	6	月	～	令和	7	年	3	月	10	ヶ月

※　令和７年度の賃金改善期間の終期について　　も、ベースアップ評価料を算定
し、賃金引き上げを維持することを前提と

計画書　Ⅰ　（２）（３）
７月以降からベースアップ評価料を算定開始する場合には、それぞれを変更してください。

（３）ベースアップ評価料算定期間

令和	6	年	6	月	～	令和	7	年	3	月	10	ヶ月

※　「（３）ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※　ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。
※　また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

この例では「一律の引上げを行う」を選択します。

全体の賃金改善見込額やベースアップ評価料の算定金額見込みに影響します

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を使って、ベースアップ評価料による算定金額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪問診療料の算定回数のデータをご用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの「計算シート」を使い、ベースアップ評価料算定金額や各医療機関・職員の状況を踏まえ、基本給等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータをご用意ください

「計算シート」を埋めることでツールの「転記例シート」が完成します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの「転記例シート」を参考に、ベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」を記入します

計算シートの記載方法　①ベースアップ評価料算定金額見込みの計算

- ベースアップ評価料届出様式の「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」により、ベースアップ評価料による算定点数見込みを算出して、本ツールの計算シートの「ベースアップ評価料による算定金額の見込み」を記載してください。

（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

①初診料・再診料・訪問診療料の算定回数を記入

ベースアップ評価料の算定点数見込みが
自動計算されます

②算定点数をツールの計算シートに転記

計算シート

ベースアップ評価料の算定金額見込みが
転記例シートに反映されます

転記例シート

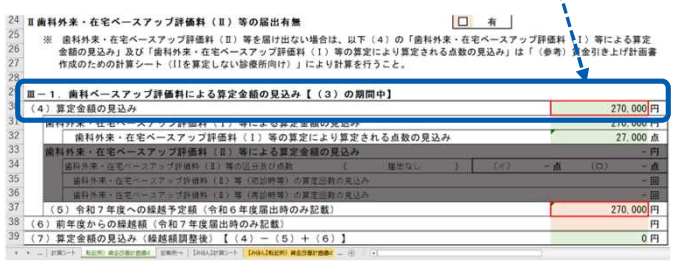

計算シートの記載方法　①ベースアップ評価料算定金額見込みの計算（操作画面）

（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

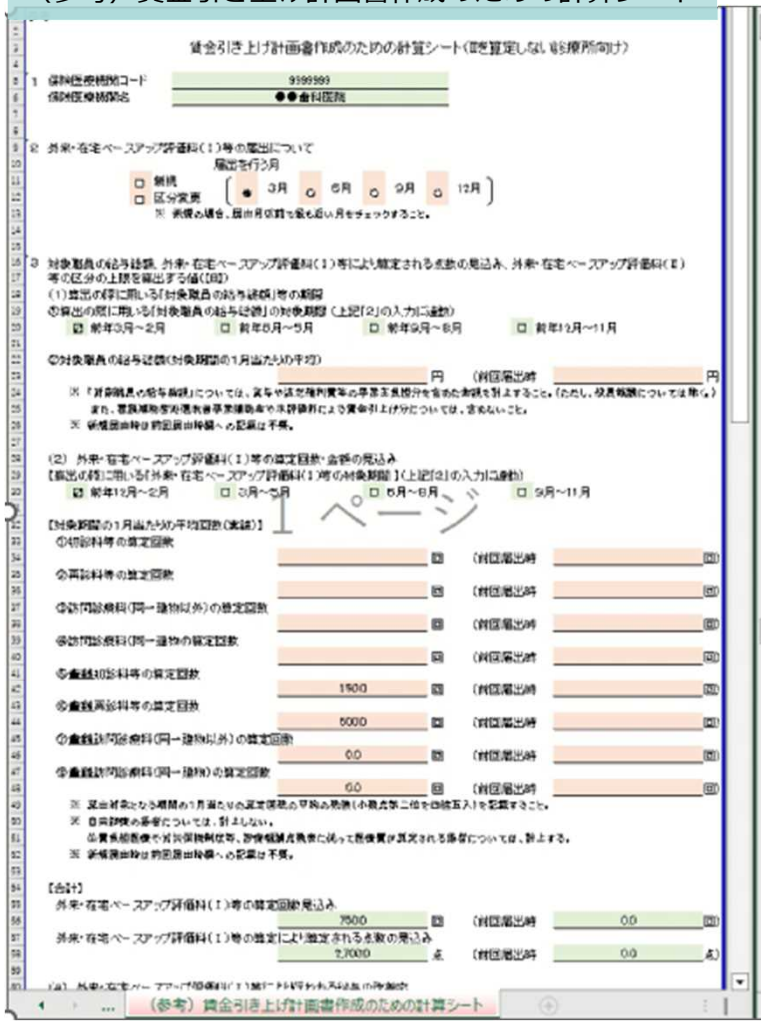

計算シート　転記例シート

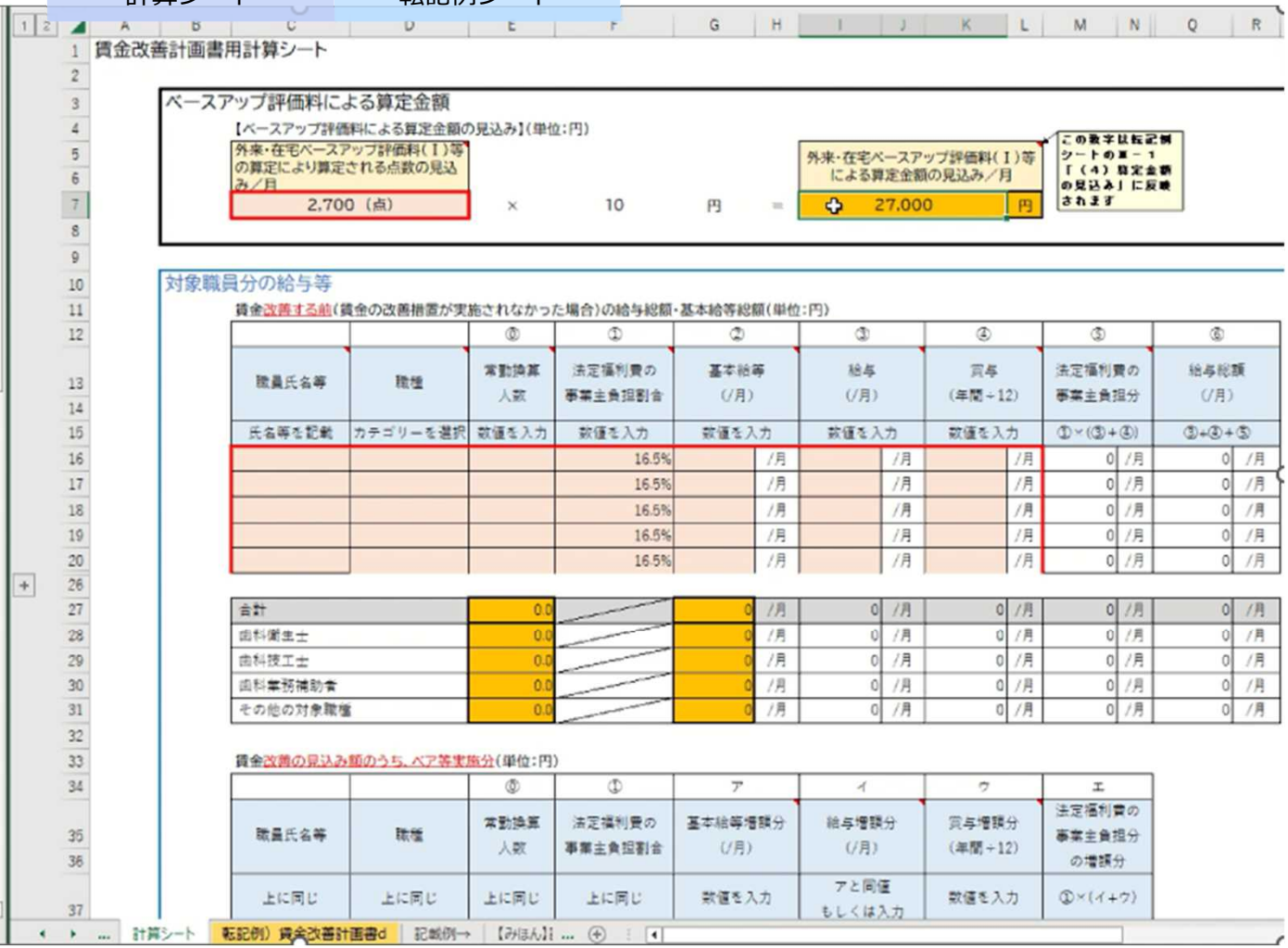

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を使って、ベースアップ評価料による算定金額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪問診療料の算定回数のデータをご用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの「計算シート」を使い、ベースアップ評価料算定金額や各医療機関・職員の状況を踏まえ、基本給等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータをご用意ください

「計算シート」を埋めることでツールの「転記例シート」が完成します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの「転記例シート」を参考に、ベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」を記入します

参考①　給与総額と基本給等総額の考え方

給与総額と基本給等総額

ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額は以下のように考えます。

例）一般的な給与明細

給与総額

基本給
住居手当
調整手当
家族手当
役職手当
通勤手当
資格手当
その他決まって毎月支払われる手当

基本給等総額
（＝基本給及び決まって毎月支払われる手当）

賞与や法定福利費の事業主負担分

超過勤務手当
休日勤務割増手当
夜勤手当
交代勤務手当
深夜割増手当
呼出手当
その他都度支払われる手当

役員報酬はこれらに含まれません

計算シートの記載方法　②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額

計算シート

①賃金改善開始月時点で在籍する対象職員について、賃金改善措置が実施されなかった場合の給与等の情報を記入

法定福利費の事業主負担割合・負担分金額は医療機関・職員の都合に応じて変更することができます。

対象職員分の給与等

賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

		⓪	①	②		③		④		⑤		⑥	
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等(/月)		給与(/月)		賞与(年間÷12)		法定福利費の事業主負担分		給与総額(/月)	
氏名等を記載	カテゴリーを選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力		数値を入力		数値を入力		①×(③+④)		③+④+⑤	
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	300,000	/月	315,000	/月	50,000	/月	60,225	/月	425,225	/月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	120,000	/月	125,000	/月	0	/月	20,625	/月	145,625	/月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	150,000	/月	157,500	/月	0	/月	25,988	/月	183,488	/月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	250,000	/月	265,000	/月	42,000	/月	50,655	/月	357,655	/月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	100,000	/月	105,000	/月	0	/月	17,325	/月	122,325	/月
			16.5%		/月		/月		/月	0	/月	0	/月
			16.5%		/月		/月		/月	0	/月	0	/月
			16.5%		/月		/月		/月	0	/月	0	/月
			16.5%		/月		/月		/月	0	/月	0	/月
			16.5%		/月		/月		/月	0	/月	0	/月
合計		3.6		920,000	/月	967,500	/月	92,000	/月	174,818	/月	1,234,318	/月
歯科衛生士		1.6		420,000	/月	440,000	/月	50,000	/月	80,850	/月	570,850	/月
歯科技工士		0.5		150,000	/月	157,500	/月	0	/月	25,988	/月	183,488	/月
歯科業務補助者		1.0		250,000	/月	265,000	/月	42,000	/月	50,655	/月	357,655	/月
その他の対象職種		0.5		100,000	/月	105,000	/月	0	/月	17,325	/月	122,325	/月

賃金改善計画書の職種グループ別に自動的に集計され、転記例シートにも反映されます

転記例シート

○　以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ１ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ．対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

（13）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	3.6	人
（14）賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	920,000	円
（15）賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	920,000	円
（16）基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【（15）－（14）】	0	円
（17）うち定期昇給相当分	0	円
（18）うちベア等実施分	0	円
（19）ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	0.0	%

Ⅴ．歯科衛生士の基本給等に係る事項

（20）歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	1.6	人
（21）賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	420,000	円
（22）賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	420,000	円
（23）基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【（22）－（21）】	0	円
（24）うち定期昇給相当分	0	円
（25）うちベア等実施分	0	円
（26）ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	0.0	%

Ⅵ．歯科技工士の基本給等に係る事項

（27）歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	0.5	人
（28）賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	150,000	円
（29）賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	150,000	円
（30）基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【（29）－（28）】	0	円
（31）うち定期昇給相当分	0	円
（32）うちベア等実施分	0	円
（33）ベア等による賃金増率【（32）÷（28）】	0.0	%

Ⅶ．歯科業務補助者の基本給等に係る事項

（34）歯科業補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	1.0	人
（35）賃金改善する前の歯科業補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	250,000	円
（36）賃金改善した後の歯科業補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	250,000	円
（37）基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【（36）－（35）】	0	円
（38）うち定期昇給相当分	0	円
（39）うちベア等実施分	0	円
（40）ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	0.0	%

Ⅷ．その他の対象職種の基本給等に係る事項

（41）その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	0.5	人
（42）賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	100,000	円
（43）賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	100,000	円
（44）基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【（43）－（42）】	0	円
（45）うち定期昇給相当分	0	円
（46）うちベア等実施分	0	円
（47）ベア等による賃金増率【（46）÷（42）】	0.0	%

計算シートの記載方法　②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額（操作画面）

計算シート

賃金改善計画書用計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み／月				外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み／月
2,700（点）	×	10	円 =	27,000 円

この数字は転記例シートの様－1「（4）算定金額の見込み」に反映されます

対象職員分の給与等

賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

		⓪	①	②		③		④		⑤		⑥	
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等(/月)		給与(/月)		賞与(年間÷12)		法定福利費の事業主負担分		給与総額(/月)	
氏名等を記載	カテゴリーを選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力		数値を入力		数値を入力		①×(③+④)		③+④+⑤	
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	300,000	/月	315,000	/月	50,000	/月	60,225	/月	425,225	/月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	120,000	/月	125,000	/月	0	/月	20,625	/月	145,625	/月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	150,000	/月	157,500	/月	0	/月	25,988	/月	183,488	/月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	250,000	/月	265,000	/月	42,000	/月	50,655	/月	357,655	/月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	100,000	/月	105,000	/月	0	/月	17,325	/月	122,325	/月
合計		3.6		920,000	/月	967,500	/月	92,000	/月	174,818	/月	1,234,318	/月
歯科衛生士		1.6		420,000	/月	440,000	/月	50,000	/月	80,850	/月	570,850	/月
歯科技工士		0.5		150,000	/月	157,500	/月	0	/月	25,988	/月	183,488	/月
歯科業務補助者		1.0		250,000	/月	265,000	/月	42,000	/月	50,655	/月	357,655	/月
その他の対象職種		0.5		100,000	/月	105,000	/月	0	/月	17,325	/月	122,325	/月

計算シートの記載方法　【補足】対象職員が11名以上の場合の行追加方法（操作画面）

計算シート

賃金改善計画書用計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み／月				外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み／月	
2,700（点）	×	10	円 =	27,000	円

この数字は転記例シートの第－1「（4）特定金額の見込み」に反映されます

対象職員分の給与等

賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	② 常勤換算人数	① 法定福利費の事業主負担割合	② 基本給等(/月)	③ 給与(/月)	④ 賞与(年間÷12)	⑤ 法定福利費の事業主負担分	⑥ 給与総額(/月)
氏名等を記載	カテゴリーを選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	①×(③+④)	③+④+⑤
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	300,000 /月	315,000 /月	50,000 /月	60,225 /月	425,225 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	120,000 /月	125,000 /月	0 /月	20,625 /月	145,625 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	150,000 /月	157,500 /月	0 /月	25,988 /月	183,488 /月
Dさん	歯科事務補助者	1.0	16.5%	250,000 /月	265,000 /月	42,000 /月	50,655 /月	357,655 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	100,000 /月	105,000 /月	0 /月	17,325 /月	122,325 /月
Fさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Gさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Hさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Iさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Jさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Kさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Lさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Mさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Nさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Oさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
合計		3.6		920,000 /月	967,500 /月	92,000 /月	174,818 /月	1,234,318 /月
歯科衛生士		1.6		420,000 /月	440,000 /月	50,000 /月	80,850 /月	570,850 /月
歯科技工士		0.5		150,000 /月	157,500 /月	0 /月	25,988 /月	183,488 /月

使い方　計算シート　転記例）賃金改善計画書d　記載例→

参考②　ベースアップ評価料による賃金改善分の考え方

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の引上げ分

基本給

住居手当

調整手当

家族手当

役職手当

通勤手当

資格手当

その他決まって毎月支払われる手当

「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベースアップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です

以下のうち、基本給等の引上げに連動して引き上がる部分※

賞与

時間外手当

法定福利費等の事業主負担分

※業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができないもの（例）

- 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

計算シートの記載方法　③対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分　④対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額

計算シート

①対象職員について、賃金の改善見込み額の情報を記入

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分(単位:円)

		⑥	①	ア	イ	ウ	エ
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等増額分(/月)	給与増額分(/月)	賞与増額分(年間+12)	法定福利費の事業主負担分の増額分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値を入力	アと同値もしくは入力	数値を入力	①×(イ+ウ)
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	3,600 /月	3,600 /月	0 /月	594 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
合計		3.6		21,600 /月	21,600 /月	2,000 /月	3,894 /月
歯科衛生士		1.6		9,600 /月	9,600 /月	1,000 /月	1,749 /月
歯科技工士		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
歯科業務補助者		1.0		6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
その他の対象職種		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月

賃金改善計画書の職種グループ別に自動的に集計されます

時間外手当の単価増加分など、本ツールで算出する金額のほかにも、ベースアップに伴い増加するものがありますので、ご注意ください。

賃金改善後の給与総額・基本給等総額も自動的に計算されます

賃金改善した後(賃金の改善措置が実施された場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

		⑥	①	A	B	C	D	E
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等(/月)	給与(/月)	賞与(年間+12)	法定福利費の事業主負担分	給与総額(/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②+ア	③+イ	④+ウ	⑤+エ	B+C+D
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	306,000 /月	321,000 /月	51,000 /月	61,380 /月	433,380 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	123,600 /月	128,600 /月	0 /月	21,219 /月	149,819 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月	186,983 /月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	103,000 /月	108,000 /月	0 /月	17,820 /月	125,820 /月
合計		3.6		941,600 /月	989,100 /月	94,000 /月	178,712 /月	1,261,812 /月
歯科衛生士		1.6		429,600 /月	449,600 /月	51,000 /月	82,599 /月	583,199 /月
歯科技工士		0.5		153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月	186,983 /月
歯科業務補助者		1.0		256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月
その他の対象職種		0.5		103,000 /月	108,000 /月	0 /月	17,820 /月	125,820 /月

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】(単位:円)

計算方法:Eの合計−⑥の合計
❶
27,494

−

【ベースアップ評価料による算定金額】(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定による算定金額の見込み/月
27,000

=

差額
494

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】と【ベースアップ評価料による算定金額】の差額が計算されます。この値は設定された賃金の改善見込み額において、対象職員の給与総額引き上げに必要な自己財源の金額を意味します。

（マイナスの場合は、算定金額の方が大きいことを意味します。）

計算シートの記載方法　③対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分　④対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額

転記例シート

計算シートからの転記・自動計算箇所

Ⅲ－１．歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】

（４）算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み	2,700	点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み	-	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数　（　届出なし　）　（イ）　- 点　（ロ）　- 点		
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数の見込み	-	回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数の見込み	-	回
（５）令和７年度への繰越予定額（令和６年度届出時のみ記載）	0	円
（６）前年度からの繰越額（令和７年度届出時のみ記載）		円
（７）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（４）－（５）＋（６）】	27,000	円

※　「（７）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「（９）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ－２．全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】　対象職員自己財源ベア分　4,940

（８）全体の賃金改善の見込み額	391,440	円
（９）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】	27,000	円
（10）うち（９）以外によるベア等実施分	121,440	円
（11）うち定期昇給相当分	0	円
（12）うちその他分【（８）－（９）－（10）－（11）】	243,000	円

本ツールでは、対象職員に対する賃金改善見込み額のうち、自己財源による賃金改善実施分を計算するセルを追加しています。

前頁の【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】と【ベースアップ評価料による算定金額】の「差額」の大きさにより、転記例シートへの反映方法が変わります。

「差額」が正の値である場合　「差額」は「対象職員自己財源ベア分」及び「(10)うち（９）以外によるベア等実施分」のセルに反映され、「令和７年度への繰越予定額」のセルは「０」

「差額」が負の値である場合　「差額」は「令和７年度への繰越予定額」のセルに反映され、「対象職員自己財源ベア分」のセルは「０」

なお、「差額」が負の値である場合でも、対象職員に対して自己財源でもベアを実施する場合には、「対象職員自己財源ベア分」にその金額を入力し、その分を令和７年度の更なるベア実施のために繰り越すことも可能です。

計算シートからの転記・自動計算箇所

○　以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ１ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ．対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

〈13〉対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	3.6	人
〈14〉賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	920,000	円
〈15〉賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	941,600	円
〈16〉基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【〈15〉－〈14〉】	21,600	円
〈17〉うち定期昇給相当分	0	円
〈18〉うちベア等実施分	21,600	円
〈19〉ベア等による賃金増率【〈18〉÷〈14〉】	2.3	%

Ⅴ．歯科衛生士の基本給等に係る事項

〈20〉歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	1.6	人
〈21〉賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	420,000	円
〈22〉賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	429,600	円
〈23〉基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【〈22〉－〈21〉】	9,600	円
〈24〉うち定期昇給相当分	0	円
〈25〉うちベア等実施分	9,600	円
〈26〉ベア等による賃金増率【〈25〉÷〈21〉】	2.3	%

Ⅵ．歯科技工士の基本給等に係る事項

〈27〉歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	0.5	人
〈28〉賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	150,000	円
〈29〉賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	153,000	円
〈30〉基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【〈29〉－〈28〉】	3,000	円
〈31〉うち定期昇給相当分	0	円
〈32〉うちベア等実施分	3,000	円
〈33〉ベア等による賃金増率【〈32〉÷〈28〉】	2.0	%

Ⅶ．歯科業務補助者の基本給等に係る事項

〈34〉歯科業補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	1.0	人
〈35〉賃金改善する前の歯科業補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	250,000	円
〈36〉賃金改善した後の歯科業補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	256,000	円
〈37〉基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【〈36〉－〈35〉】	6,000	円
〈38〉うち定期昇給相当分	0	円
〈39〉うちベア等実施分	6,000	円
〈40〉ベア等による賃金増率【〈39〉÷〈35〉】	2.4	%

Ⅷ．その他の対象職種の基本給等に係る事項

〈41〉その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（２）の開始月時点】	0.5	人
〈42〉賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	100,000	円
〈43〉賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（２）の開始月】	103,000	円
〈44〉基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）【〈43〉－〈42〉】	3,000	円
〈45〉うち定期昇給相当分	0	円
〈46〉うちベア等実施分	3,000	円
〈47〉ベア等による賃金増率【〈46〉÷〈42〉】	3.0	%

計算シートの記載方法　③対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分　④対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面1）

計算シート

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分（単位：円）

職員氏名等	職種	③ 常勤換算人数	① 法定福利費の事業主負担割合	ア 基本給等増額分（/月）	イ 給与増額分（/月）	ウ 賞与増額分（年間÷12）	エ 法定福利費の事業主負担分の増額分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値を入力	アと同値もしくは入力	数値を入力	①×(イ+ウ)
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	10,000 /月	10,000 /月	1,700 /月	1,931 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	0 /月	990 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	5,000 /月	5,000 /月	0 /月	825 /月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	10,000 /月	10,000 /月	1,700 /月	1,931 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	5,000 /月	5,000 /月	0 /月	825 /月
合計		3.6		36,000 /月	36,000 /月	3,400 /月	6,501 /月
歯科衛生士		1.6		16,000 /月	16,000 /月	1,700 /月	2,921 /月
歯科技工士		0.5		5,000 /月	5,000 /月	0 /月	825 /月
歯科業務補助者		1.0		10,000 /月	10,000 /月	1,700 /月	1,931 /月
その他の対象職種		0.5		5,000 /月	5,000 /月	0 /月	825 /月

賃金改善した後（賃金の改善措置が実施された場合）の給与総額・基本給等総額（単位：円）

職員氏名等	職種	③ 常勤換算人数	① 法定福利費の事業主負担割合	A 基本給等（/月）	B 給与（/月）	C 賞与（年間÷12）	D 法定福利費の事業主負担分	E 給与総額（/月）
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	③+ア	③+イ	④+ウ	⑤+エ	B+C+D
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	310,000 /月	325,000 /月	51,700 /月	62,156 /月	438,856 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	126,000 /月	131,000 /月	0 /月	21,615 /月	152,615 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	155,000 /月	162,500 /月	0 /月	26,813 /月	189,313 /月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	260,000 /月	275,000 /月	43,700 /月	52,586 /月	371,286 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	105,000 /月	110,000 /月	0 /月	18,150 /月	128,150 /月
合計		3.6		956,000 /月	1,003,500 /月	95,400 /月	181,319 /月	1,280,220 /月
歯科衛生士		1.6		436,000 /月	456,000 /月	51,700 /月	83,771 /月	591,471 /月
歯科技工士		0.5		155,000 /月	162,500 /月	0 /月	26,813 /月	189,313 /月
歯科業務補助者		1.0		260,000 /月	275,000 /月	43,700 /月	52,586 /月	371,286 /月

使い方　計算シート　転記例）賃金改善計画書d　記載例→　01:23.45

計算シートの記載方法　③対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分　④対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面1）

計算シート

Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月			
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	10,000	/月	10,000	/月	1,700	/月	1,931	/月			
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月			
合計		3.6		36,000	/月	36,000	/月	3,400	/月	6,501	/月			
歯科衛生士		1.6		16,000	/月	16,000	/月	1,700	/月	2,921	/月			
歯科技工士		0.5		5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月			
歯科業務補助者		1.0		10,000	/月	10,000	/月	1,700	/月	1,931	/月			
その他の対象職種		0.5		5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月			

賃金改善した後（賃金の改善措置が実施された場合）の給与総額・基本給等総額（単位：円）

		⑥	①	A		B		C		D		E	
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等（/月）		給与（/月）		賞与（年間÷12）		法定福利費の事業主負担分		給与総額（/月）	
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②＋ア		③＋イ		④＋ウ		⑤＋エ		B＋C+D	
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	310,000	/月	325,000	/月	51,700	/月	62,156	/月	438,856	/月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	126,000	/月	131,000	/月	0	/月	21,615	/月	152,615	/月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	155,000	/月	162,500	/月	0	/月	26,813	/月	189,313	/月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	260,000	/月	275,000	/月	43,700	/月	52,586	/月	371,286	/月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	105,000	/月	110,000	/月	0	/月	18,150	/月	128,150	/月
合計		3.6		956,000	/月	1,003,500	/月	95,400	/月	181,319	/月	1,280,220	/月
歯科衛生士		1.6		436,000	/月	456,000	/月	51,700	/月	83,771	/月	591,471	/月
歯科技工士		0.5		155,000	/月	162,500	/月	0	/月	26,813	/月	189,313	/月
歯科業務補助者		1.0		260,000	/月	275,000	/月	43,700	/月	52,586	/月	371,286	/月
その他の対象職種		0.5		105,000	/月	110,000	/月	0	/月	18,150	/月	128,150	/月

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】（単位：円）

計算方法：Eの合計－⑥の合計
❶
45,902

－

【ベースアップ評価料による算定金額】（単位：円）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定による算定金額の見込み／月
27,000

＝

差額
18,902

計算シートの記載方法　③対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分　④対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面2）

計算シート

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分（単位：円）

職員氏名等	職種	⓪ 常勤換算人数	① 法定福利費の事業主負担割合	ア 基本給等増額分（/月）	イ 給与増額分（/月）	ウ 賞与増額分（年間÷12）	エ 法定福利費の事業主負担分の増額分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値を入力	アと同値もしくは入力	数値を入力	①×（イ＋ウ）
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	3,600 /月	3,600 /月	0 /月	594 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
合計		3.6		21,600 /月	21,600 /月	2,000 /月	3,894 /月
歯科衛生士		1.6		9,600 /月	9,600 /月	1,000 /月	1,749 /月
歯科技工士		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
歯科業務補助者		1.0		6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
その他の対象職種		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月

賃金改善した後（賃金の改善措置が実施された場合）の給与総額・基本給等総額（単位：円）

職員氏名等	職種	⓪ 常勤換算人数	① 法定福利費の事業主負担割合	A 基本給等（/月）	B 給与（/月）	C 賞与（年間÷12）	D 法定福利費の事業主負担分	E 給与総額（/月）
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②＋ア	③＋イ	④＋ウ	⑤＋エ	B＋C+D
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	306,000 /月	321,000 /月	51,000 /月	61,380 /月	433,380 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	123,600 /月	128,600 /月	0 /月	21,219 /月	149,819 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月	186,983 /月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	103,000 /月	108,000 /月	0 /月	17,820 /月	125,820 /月
合計		3.6		941,600 /月	989,100 /月	94,000 /月	178,712 /月	1,261,812 /月
歯科衛生士		1.6		429,600 /月	449,600 /月	51,000 /月	82,599 /月	583,199 /月
歯科技工士		0.5		153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月	186,983 /月

計算シートの記載方法　③対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分　④対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面2）

計算シート

合計	3.6		21,600	/月	21,600	/月	2,000	/月	3,894	/月
歯科衛生士	1.6		9,600	/月	9,600	/月	1,000	/月	1,749	/月
歯科技工士	0.5		3,000	/月	3,000	/月	0	/月	495	/月
歯科業務補助者	1.0		6,000	/月	6,000	/月	1,000	/月	1,155	/月
その他の対象職種	0.5		3,000	/月	3,000	/月	0	/月	495	/月

賃金改善した後（賃金の改善措置が実施された場合）の給与総額・基本給等総額（単位：円）

		⑥	①	A		B		C		D		E	
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等（/月）		給与（/月）		賞与（年間÷12）		法定福利費の事業主負担分		給与総額（/月）	
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②＋ア		③＋イ		④＋ウ		⑤＋エ		B＋C+D	
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	306,000	/月	321,000	/月	51,000	/月	61,380	/月	433,380	/月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	123,600	/月	128,600	/月	0	/月	21,219	/月	149,819	/月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	153,000	/月	160,500	/月	0	/月	26,483	/月	186,983	/月
Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	256,000	/月	271,000	/月	43,000	/月	51,810	/月	365,810	/月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	103,000	/月	108,000	/月	0	/月	17,820	/月	125,820	/月

合計	3.6		941,600	/月	989,100	/月	94,000	/月	178,712	/月	1,261,812	/月
歯科衛生士	1.6		429,600	/月	449,600	/月	51,000	/月	82,599	/月	583,199	/月
歯科技工士	0.5		153,000	/月	160,500	/月	0	/月	26,483	/月	186,983	/月
歯科業務補助者	1.0		256,000	/月	271,000	/月	43,000	/月	51,810	/月	365,810	/月
その他の対象職種	0.5		103,000	/月	108,000	/月	0	/月	17,820	/月	125,820	/月

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】（単位：円）

計算方法：Eの合計－⑥の合計
❶
27,494

－

【ベースアップ評価料による算定金額】（単位：円）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定による算定金額の見込み／月
27,000

＝

差額
494

対象職員以外の給与等

賃金改善する前（賃金の改善措置が実施されなかった場合）の給与総額・基本給等総額（単位：円）

		⑥	①	②	③	④	⑤	⑥

使い方　計算シート　転記例）賃金改善計画書d　記載例→

計算シートの記載方法　③対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分　④対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面3）

転記例シート

Ⅲ－１．歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】

（４）算定金額の見込み	270,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み	270,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み	27,000	点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み	-	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数　（　届出なし　）　（イ）　- 点　（ロ）　- 点		
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数の見込み	-	回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数の見込み	-	回
（５）令和７年度への繰越予定額（令和６年度届出時のみ記載）	0	円
（６）前年度からの繰越額（令和７年度届出時のみ記載）		円
（７）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（４）－（５）＋（６）】	270,000	円

※　「（７）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「（９）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ－２．全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】　対象職員自己財源ベア分　4,940

（８）全体の賃金改善の見込み額	274,940	円
（９）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】	270,000	円
（10）うち（９）以外によるベア等実施分	4,940	円
（11）うち定期昇給相当分	0	円
（12）うちその他分【（８）－（９）－（10）－（11）】	0	円

※　「（８）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。

※　「（10）うち（９）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。

※　「（11）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。

※　「（12）うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

計算シートの記載方法　⑤対象職員以外の給与等

計算シート

①対象職員以外について、賃金改善する前・改善見込み額の情報を記入

賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

		⑥	①	②	③	④	⑤	⑥
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等(/月)	給与(/月)	賞与(年間÷12)	法定福利費の事業主負担分	給与総額(/月)
計算方法	カテゴリーを選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	①×(③+④)	③+④+⑤
Fさん	医師・歯科医師（40歳未満）	0.5	16.5%	300,000 /月	315,000 /月	0 /月	51,975 /月	366,975 /月
Gさん	事務職員	1.0	16.5%	250,000 /月	265,000 /月	42,000 /月	50,655 /月	357,655 /月
合計		1.5		550,000 /月	580,000 /月	42,000 /月	102,630 /月	724,630 /月
医師・歯科医師（40歳未満）		0.5		300,000 /月	315,000 /月	0 /月	51,975 /月	366,975 /月
事務職員		1.0		250,000 /月	265,000 /月	42,000 /月	50,655 /月	357,655 /月

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分(単位:円)

		⑥	①	ア	イ	ウ	エ
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等増額分(/月)	給与増額分(/月)	賞与増額分(年間÷12)	法定福利費の事業主負担分の増額分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値を入力	アと同値もしくは入力	数値を入力	①×(イ+ウ)
Fさん	医師・歯科医師（40歳未満）	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
Gさん	事務職員	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
合計		1.5		9,000 /月	9,000 /月	1,000 /月	1,650 /月
医師・歯科医師（40歳未満）		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
事務職員		1.0		6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月

賃金改善した後(賃金の改善措置が実施された場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

		⑥	①	A	B	C	D	E
職員氏名等	職種	常勤換算人数	法定福利費の事業主負担割合	基本給等(/月)	給与(/月)	賞与(年間÷12)	法定福利費の事業主負担分	給与総額(/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②+ア	③+イ	④+ウ	⑤+エ	B+C+D
Fさん	医師・歯科医師（40歳未満）	0.5	16.5%	303,000 /月	318,000 /月	0 /月	52,470 /月	370,470 /月
Gさん	事務職員	1.0	16.5%	256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月
合計		1.5		559,000 /月	589,000 /月	43,000 /月	104,280 /月	736,280 /月
医師・歯科医師（40歳未満）		0.5		303,000 /月	318,000 /月	0 /月	52,470 /月	370,470 /月
事務職員		1.0		256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月

転記例シート

計算シートからの転記・自動計算箇所

【ベースアップ評価料対象外職種について】

Ⅸ．40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項		
(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	0.5	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	366,975	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	300,000	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	370,470	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	303,000	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(51) − (49)】	3,495	円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(52) − (50)】	3,000	円
(55) うち定期昇給相当分	0	円
(56) うちベア等実施分	3,000	円
(57) ベア等による賃金増率【(56) ÷ (50)】	1.0	%
Ⅹ．事務職員の基本給等に係る事項		
(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.0	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	357,655	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	250,000	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	365,810	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	256,000	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(61) − (59)】	8,155	円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【(62) − (60)】	6,000	円
(65) うち定期昇給相当分	0	円
(66) うちベア等実施分	6,000	円
(67) ベア等による賃金増率【(66) ÷ (60)】	2.4	%

計算シートの記載方法　⑥全体の賃金改善の見込額

計算シート

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】（単位:円）

計算方法:Eの合計－⑥の合計
❶
27,494

－

【ベースアップ評価料による算定金額】（単位:円）

外来･在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定による算定金額の見込み／月
27,000

＝

差額
494

【対象職員以外の給与総額引き上げに必要な金額】（単位:円）

計算方法:Eの合計－⑥の合計

11,650	/月

❷

【賃金改善期間における全体の賃金改善の見込額】（単位:円）

賃金改善の見込み額／月		賃金改善実施月数		賃金改善の見込み額／年	
❶+❷		数値を入力 ❸		(❶+❷)×❸	
39,144	×	10	月 ＝	391,440	/年

①賃金改善実施月数を入力

令和６年６月から令和７年３月の実施期間を想定して、初期値は「10（月）」としています。例えば、令和６年９月から賃金改善を実施する場合には「７（月）」となります。

転記例シート

Ⅲ－１．歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】

（４）算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み	2,700	点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み	-	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数　（　届出なし　）　（イ）　- 点　（ロ）　- 点		
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数の見込み	-	回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数の見込み	-	回
（５）令和７年度への繰越予定額（令和６年度届出時のみ記載）	0	円
（６）前年度からの繰越額（令和７年度届出時のみ記載）		円
（７）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（４）－（５）＋（６）】	27,000	円

※　「（７）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「（９）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ－２．全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】

対象職員自己財源ベア分	4,940	
（８）全体の賃金改善の見込み額	391,440	円
（９）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】	27,000	円
（10）うち（９）以外によるベア等実施分	121,440	円
（11）うち定期昇給相当分	0	円
（12）うちその他分【（８）－（９）－（10）－（11）】	243,000	円

対象職員・対象職員以外を合計した、賃金改善期間における全体の賃金改善の見込額が算出されます

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を使って、ベースアップ評価料による算定金額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪問診療料の算定回数のデータをご用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの「計算シート」を使い、ベースアップ評価料算定金額や各医療機関・職員の状況を踏まえ、基本給等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータをご用意ください

「計算シート」を埋めることでツールの「転記例シート」が完成します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの「転記例シート」を参考に、ベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」を記入します

届出様式の賃金改善計画書への転記

転記例シート

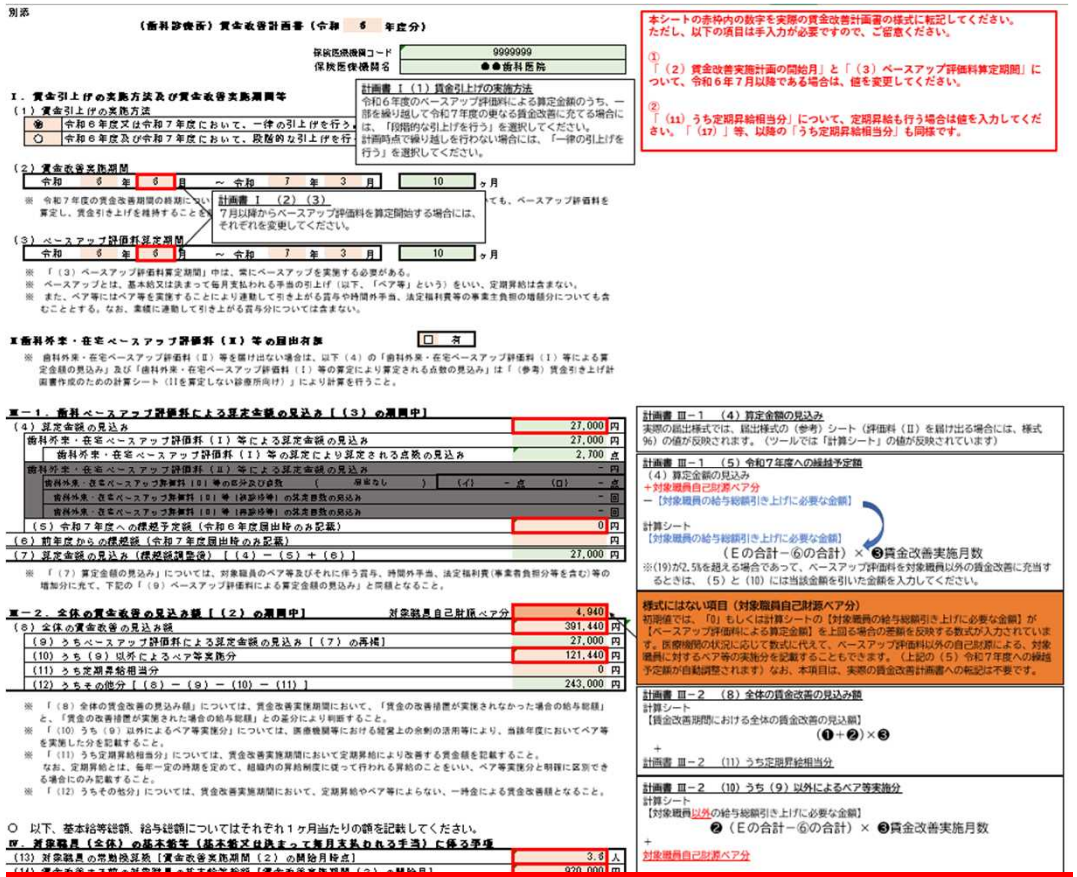

本シートの赤枠内の数字を実際の賃金改善計画書の様式に転記してください。
ただし、以下の項目は手入力が必要ですので、ご留意ください。

①
「（2）賃金改善実施計画の開始月」と「（3）ベースアップ評価料算定期間」について、令和６年７月以降である場合は、値を変更してください。

②
「（11）うち定期昇給相当分」について、定期昇給も行う場合は値を入力してください。「（17）」等、以降の「うち定期昇給相当分」も同様です。

別添

（歯科診療所）賃金改善計画書（令和 6 年度分）

保険医療機関コード 9999999
保険医療機関名 ●●歯科医院

Ⅰ．賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

（1）賃金引上げの実施方法

◉	令和６年度又は令和７年度において、一律の引上げを行う。
○	令和６年度及び令和７年度において、段階的な引上げを行う。

計画書 Ⅰ（1）賃金引上げの実施方法
令和６年度のベースアップ評価料による算定金額のうち、一部を繰り越して令和７年度の更なる賃金改善に充てる場合には、「段階的な引上げを行う」を選択してください。
計画時点で繰り越しを行わない場合には、「一律の引上げを行う」を選択してください。

（2）賃金改善実施期間

令和 6 年 6 月 ～ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 令和７年度の賃金改善期間の終期について、令和８年４月及び５月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

計画書 Ⅰ （2）（3）
７月以降からベースアップ評価料を算定開始する場合には、それぞれを変更してください。

（3）ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ～ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「（3）ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の届出有無 □ 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等を届け出ない場合は、以下（４）の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み」は「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（Ⅱを算定しない診療所向け）」により計算を行うこと。

Ⅲ－１．歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】

（４）算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み	2,700	点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み	-	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数 （ 届出なし ） （イ） - 点 （ロ） - 点		
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数の見込み	-	回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数の見込み	-	回
（５）令和７年度への繰越予定額（令和６年度届出時のみ記載）	0	円
（６）前年度からの繰越額（令和７年度届出時のみ記載）		円
（７）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（４）－（５）＋（６）】	27,000	円

※ 「（７）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（９）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

計画書 Ⅲ－１ （４）算定金額の見込み
実際の届出様式では、届出様式の（参考）シート（評価料（Ⅱ）を届け出る場合には、様式96）の値が反映されます。（ツールでは「計算シート」の値が反映されています）

計画書 Ⅲ－１ （５）令和７年度への繰越予定額
（４）算定金額の見込み
＋対象職員自己財源ベア分
－【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】

計算シート
【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】
（Eの合計－⑥の合計）×❸賃金改善実施月数
※(19)が2.5%を超える場合であって、ベースアップ評価料を対象職員以外の賃金改善に充当するときは、（５）と（10）には当該金額を引いた金額を入力してください。

様式にはない項目（対象職員自己財源ベア分）
初期値では、「0」もしくは計算シートの【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】が【ベースアップ評価料による算定金額】を上回る場合の差額を反映する数式が入力されています。医療機関の状況に応じて数式に代えて、ベースアップ評価料以外の自己財源による、対象職員に対するベア等の実施分を記載することもできます。（上記の（５）令和７年度への繰越予定額が自動調整されます）なお、本項目は、実際の賃金改善計画書への転記は不要です。

計画書 Ⅲ－２ （８）全体の賃金改善の見込み額
計算シート
【賃金改善期間における全体の賃金改善の見込額】
（❶＋❷）×❸
＋
計画書 Ⅲ－２ （11）うち定期昇給相当分

計画書 Ⅲ－２ （10）うち（９）以外によるベア等実施分
計算シート
【対象職員以外の給与総額引き上げに必要な金額】
❷（Eの合計－⑥の合計）× ❸賃金改善実施月数
＋
対象職員自己財源ベア分

Ⅲ－２．全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】

（８）全体の賃金改善の見込み額	391,440	円
（９）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】	27,000	円
（10）うち（９）以外によるベア等実施分	121,440	円
（11）うち定期昇給相当分	0	円
（12）うちその他分【（８）－（９）－（10）－（11）】	243,000	円

※ 「（８）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
※ 「（10）うち（９）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
※ 「（11）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
※ 「（12）うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ１ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ．対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る予項

（13）対象職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（２）の開始月時点）	3.6	人
（14）賃金改善実施期間の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（２）の開始月）	920,000	円

（注意）届出の際に転記例シートを提出しないでください

（別添）_計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）

別添

（歯科診療所）賃金改善計画書（令和 年度分）

保険医療機関コード 9999999
保険医療機関名 ●●クリニック

Ⅰ．賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

（1）賃金引上げの実施方法

○	令和６年度又は令和７年度において、一律の引上げを行う。
○	令和６年度及び令和７年度において、段階的な引上げを行う。

（2）賃金改善実施期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 令和７年度の賃金改善期間の終期については、令和８年３月を原則とするが、令和８年４月及び５月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

（3）ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 「（3）ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の届出有無 □ 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等を届け出ない場合は、以下（４）の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み」は「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（Ⅱを算定しない診療所向け）」により計算を行うこと。

1ページ

Ⅲ－１．歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】

（４）算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み	27,000	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み	2,700	点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み	-	円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数 （ 届出なし ） （イ） - 点 （ロ） - 点		
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数の見込み	-	回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数の見込み	-	回
（５）令和７年度への繰越予定額（令和６年度届出時のみ記載）		円
（６）前年度からの繰越額（令和７年度届出時のみ記載）		円
（７）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（４）－（５）＋（６）】	27,000	円

※ 「（７）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（９）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ－２．全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】

（８）全体の賃金改善の見込み額		円
（９）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】	27,000	円
（10）うち（９）以外によるベア等実施分		円
（11）うち定期昇給相当分		円
（12）うちその他分【（８）－（９）－（10）－（11）】	-27,000	円

届出様式の賃金改善計画書への転記

- 賃金改善計画書の「XI．賃金引上げを行う方法」の項目も忘れずに記載してください

記載例

XI．賃金引上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

☐ 就業規則の見直し　　☑ 賃金規程の見直し

☐ その他の方法：具体的に（　　）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

常勤職員に対して、ベースアップ評価手当として月6,000円を従来の給与に上乗せして支給することとした。またパート職員についても、6,000円に個々の常勤換算数を乗じた金額を従来の給与に上乗せ支給することとした。

以上で、歯科外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善計画書用計算ツールの使用方法の説明は終わりです。